

「第 31 回保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」
(略称：HPKI 認証局専門家会議) 開催要綱

1 目的

厚生労働省においては、今後、医療における書類等の電子化や電子保存が推進される状況下で、医師資格等の確認機能を備えた電子署名のニーズに対応して開設される公開鍵基盤（PKI：Public Key Infrastructure）認証局が、全国で共通の信頼性と検証可能性を確保して運営されるために準拠すべき「保健医療福祉分野 PKI 認証局証明書ポリシー」（以下「証明書ポリシー」という。）を整備し公表した。

証明書ポリシーの基礎となっている電子署名技術や制度は、内容が専門技術的であり、かつ技術の進展が急速であること等から、当該分野の有識者の意見を十分踏まえながら、同ポリシーの利用に関する情報提供のあり方や、個別認証局の証明書ポリシーへの準拠性を公正に審査するための体制等について検討を行うことが必要であり、今後の保健医療福祉分野における適切で円滑な PKI 認証局の運用に資するため、保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- （1）日本医師会認証局 鍵更新結果の報告
- （2）暗号アルゴリズムの移行に関して
- （3）連絡事項

3 構成

- （1）専門家会議は、電子署名技術等に関し学識経験を有する別紙の者をもって構成する。
- （2）専門家会議の構成員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。ただし、原則として 10 年を超える期間継続して任命しない。
- （3）専門家会議には、互選による座長を置き、座長は専門家会議の会務を総括する。
- （4）座長代理は、座長が指名する。
- （5）座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 運営

- （1）厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官は、必要に応じ専門家会議を召集する。
- （2）専門家会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及

ばすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。また、座長が特に必要と認めるときは、会議資料および議事概要の一部を公表しないものとするができる。

- (3) 座長は、証明書ポリシへの準拠性審査の基準の策定、準拠性の予備評価、証明書ポリシのメンテナンス等を行うために必要があるときは、電子署名技術等に関し専門的知識を有する者をもって構成する「専門作業班」を召集する。
- (4) 「専門作業班」の構成員その他必要な事項は、座長が定める。
- (5) 専門家会議の運営に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が座長と協議のうえ定める。

5 庶務

専門家会議の庶務は、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室において行う。

(別 紙)

「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」構成員

佐古 和恵	早稲田大学 理工学術院 教授
柴田 真吾	市立大村市民病院 麻酔科
濱口 総志	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
林 達也	LocationMind 株式会社 取締役
松本 勉	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 フェロー (座長)
宮内 宏	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
横田 貴文	兵庫県薬剤師会

(五十音順：敬称略)